

廿日市ローンテニスクラブ会則

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、廿日市ローンテニスクラブと称し、事務所は廿日市市内に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と、テニスを楽しみ、廿日市市のテニスの発展に寄与することを目的とする。

第2章 組 織

(会員)

第3条 会員は、廿日市市内に在住または勤務し、本会の主旨に賛同し、努力前進するものをもって会員とする。

(名誉会員)

第4条 会員のほかに名誉会員を置くことが出来る。

2. 名誉会員は、本会の運営、発展に顕著な貢献をした者から選任する。

3. 名誉会員の選任は、役員会の選任により総会において決定する。

(入会)

第5条 入会は、入会申込書を提出し、役員会の承認を得る。

(会費)

第6条 本会会員の会費は、入会金2000円、月会費1000円とする。なお、役員会の決定により変更することがある。

(会費の納入)

第7条 入会金及び月会費は、入会と同時に納入する。

2. 会費を1年分(1月～12月)一括前納の場合は、1ヶ年分10000円とする。

3. 途中入会の場合は、会費は残月分を一括前納するものとする。

(会費の不返還)

第8条 会員が脱会した場合は、本会に対して既納金の返還その他一切の請求をすることが出来ない。

第3章 役 員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 若干名 幹事 若干名(会計を兼) 会計監査 若干名
顧問 若干名

(役員を選任及び任期)

第10条 会員の選任は、総会において会員中より選任するものとし、その期間は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会長・副会長の職務)

第11条 会長は本会を代表し会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の指名により、会長の職務を代行する。

(幹事及び監査の職務)

第12条 幹事は、諸事業について立案計画し、会長はこれを統括するものとし、会計幹事は、本会の経理・出納を司るものとする。会計監査は会計業務を監査するものとする。

第4章 会 議

(役員会)

第13条 役員会は、会長がこれを必要と認めたとき、または役員総数の3分の1以上の請求があった場合、会長がこれを招集し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する予算・決算の認定に関する事項
- (2) 総会において、役員会に委託された事項
- (3) 総会に提出する議案に関する事項
- (4) 弔電、その他会務の運営に関する事項

(総会)

第14条 定期総会は毎年1回開催し、会長がこれを招集する。臨時総会は会長が必要と認めたとき、または会員の2分の1以上の請求があった場合、これを開催する。

(総会の議決)

第15条 総会は会員の過半数が出席し、その過半数の同意をもって議決する。総会において議決する事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 会則の変更承認に関する事項
- (2) 予算：決算に関する事項
- (3) 役員を選任に関する事項
- (4) その他本会の目的を達成するための事業方針及び必要な事項

第5章 会 計

(会計監査)

第16条 会長は定期総会の7日前までに会計書類を会計監査に提出し、その承認を受けなければならない。

(会計年度)

第17条 本会計の会計年度は、1月1日に始まり12月31日をもって終わる。

第6章 補 則

(除名)

第18条 会員で本会の名誉を著しく毀損する行為があった場合は、役員会の決議により除名することができる。

2. 会費を2ヶ月以上滞納したものは、自然脱会とする。

(通知義務)

第19条 会員がその住所・氏名・勤務先などを変更したときは、速やかに本会に通知するものとする。

以上

昭和53年12月24日 施行

平成22年 3月 7日 改定

平成26年 3月 2日 改定